

台風接近や集中豪雨等における市内認可保育施設等の 臨時休園・登園自粛要請のガイドライン

1 目的

台風接近や集中豪雨等により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、児童と保育従事者の生命と安全を守るため、市内認可保育施設等における臨時休園・登園自粛要請の判断及び対応を定めたガイドラインとして策定するものである。

2 対象施設

市内認可保育施設及び認定こども園（以下「施設」という。）

3 臨時休園等の判断

本市子育て支援課は、台風接近や集中豪雨等の恐れのある場合に、本ガイドラインに基づいて、臨時休園・登園自粛要請の判断を行う。

また、施設においては、個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、現に危険が迫っている状況を除き、事前に本市子育て支援課に連絡の上、別途対応を協議する。

4 臨時休園・登園自粛要請の判断の目安

次のいずれかに当てはまる場合又は、今後、当てはまる可能性が高いと判断した場合に、臨時休園・登園自粛要請を行うことを基本とする。

【浸水想定区域内の施設】

(1) 臨時休園

- ア 気象庁から本市に特別警報（大雨・暴風）が発表されている。
- イ 施設が所在する地区に本市から警戒レベル4以上の避難情報が発令されている。
- ウ 近隣河川の水位が「避難判断水位」に達し、さらに上昇が見込まれる。
- エ 開園時間中に、強さの階級が「猛烈な」以上の台風の暴風域に入ることが見込まれる。
- オ 気象庁が大雨等に関する臨時記者会見を行うなど、災害発生の可能性が極めて高いと予想される。

(2) 登園自粛要請

- ア 気象庁から本市に大雨警報及び洪水警報が発表されている。
- イ 施設が所在する地区に本市から警戒レベル3以上の避難情報が発令されて

いる。

ウ 開園時間中に、台風の暴風域に入ることが見込まれる。

エ その他災害発生の可能性が高く、施設や人的被害の発生が予想される。

【土砂災害警戒区域の施設】

(1) 臨時休園

ア 気象庁から本市に特別警報（大雨・暴風）が発表されている。

イ 施設が所在する地区に本市から警戒レベル4以上の避難情報が発令されている。

ウ 本市に「土砂災害警戒情報」が発令され、施設所在地の土砂災害危険度情報（福岡県）が『非常に危険（薄紫）』となっている。

エ 開園時間中に、強さの階級が「猛烈な」以上の台風の暴風域に入ることが見込まれる。

オ 気象庁が大雨等に関する臨時記者会見を行うなど、災害発生の可能性が極めて高いと予想される。

(2) 登園自粛要請

ア 気象庁から本市に大雨警報（土砂災害）が発表されている。

イ 施設が所在する地区に本市から警戒レベル3以上の避難情報が発令されている。

ウ 施設所在地の土砂災害危険度情報（福岡県）が『警戒（赤）』となっている。

エ 開園時間中に、台風の暴風域に入ることが見込まれる。

オ その他災害発生の可能性が高く、施設や人的被害の発生が予想される。

【その他の施設（浸水想定区域や土砂災害警戒区域外の施設）】

(1) 臨時休園

ア 気象庁から本市に特別警報が発表されている。

イ 開園時間中に、強さの階級が「猛烈な」以上の台風の暴風域に入ることが見込まれる。

ウ 気象庁が大雨等に関する臨時記者会見を行うなど、災害発生の可能性が極めて高いと予想される。

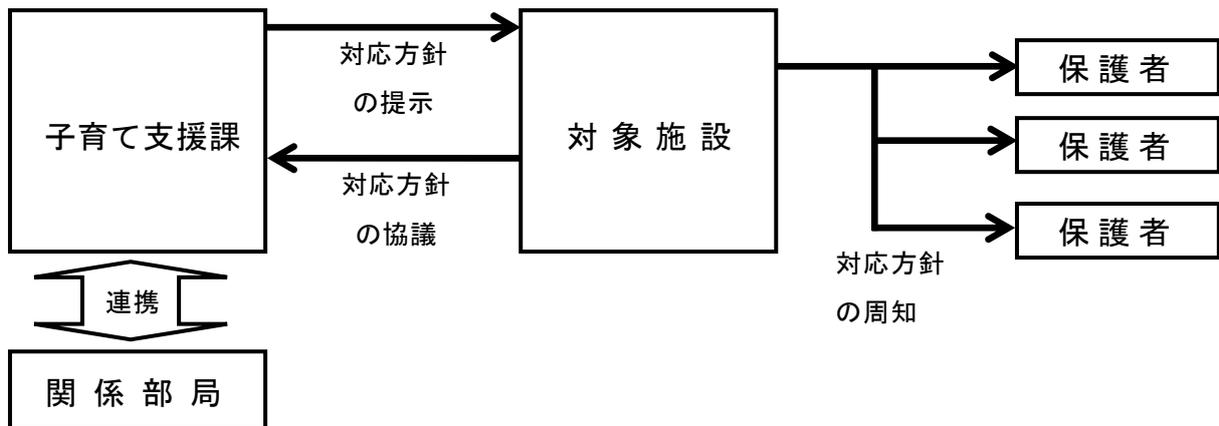
(2) 登園自粛要請

ア 施設が所在する地区に本市から警戒レベル3以上の避難情報が発令されている。

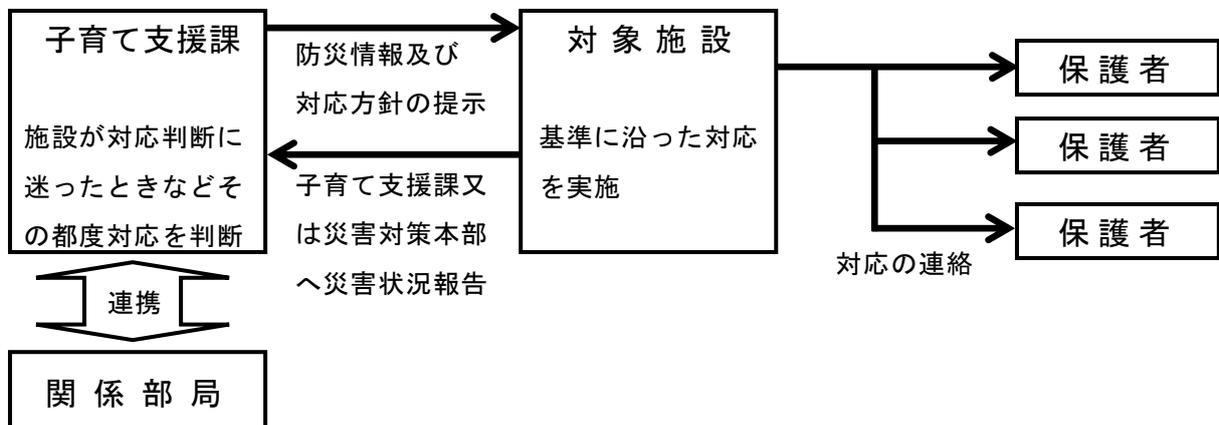
イ 開園時間中に、台風の暴風域に入ることが見込まれる。

ウ その他災害発生の可能性が高く、施設や人的被害の発生が予想される。

5 臨時休園・登園自粛要請の判断に関する連絡
・事前の通知



・台風接近や集中豪雨等の恐れのある場合



6 登園状況による対応

| | 登園前 | 登園後 |
|--------|-----------------------|--|
| 臨時休園 | 休園 | 休園 保護者に速やかにお迎えに来てもらう。 ※ただし、お迎え行くことが困難な場合(洪水発生等)は、安全な状況になってからお迎えに来てもらう。 |
| | 警戒レベル4 | 警戒レベル4 |
| 登園自粛要請 | 保護者にできる限り登園を見合わせてもらう。 | 保護者にできる限り早めにお迎えに来てもらう。 |
| | 警戒レベル3 | 警戒レベル3 |

施設の判断基準によっては警戒レベル3でも臨時休園となる場合がある。

7 施設の対応

浸水想定区域又は、土砂災害警戒区域に所在する施設は、避難確保計画を作成し、下記の項目等について、施設の状況に応じた体制や基準を定め、あらかじめ保護者に説明を行うとともに、災害時には本計画に基づき行動する。

また、浸水想定区域外や土砂災害警戒区域外の施設においても、施設ごとに判断基準を定め、あらかじめ保護者に説明を行う。

- (1) 臨時休園・当園自粛要請等の措置をとる時期
- (2) 防災体制
 - ・ 情報収集及び伝達の体制及び開始の時期
 - ・ 避難の準備内容及び準備を開始する時期
- (3) 避難（引渡し・安全な場所へ移動）を開始する時期
 - ・ 原則、警戒レベル3（高齢者等避難）が発令された場合に避難を開始する。
 - ・ 避難情報以外の情報（警報や河川水位等）も避難の判断指標とする。
- (4) 利用者の避難支援体制
- (5) 避難先及び避難の誘導體制
- (6) 避難の確保を図るための施設の整備
- (7) 防災教育及び訓練実施体制

8 臨時休園・登園自粛要請を行う対応

施設は、臨時休園・登園自粛要請を行う場合は、システムやメール等で保護者に対し周知を図る。また、臨時休園等の際は、施設の入りに口に臨時休園等する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

9 避難情報等発令解除に伴う対応

原則、開園とするが災害の発生状況によっては、休園とする場合もある。ただし、開園時間や給食の有無は、施設の判断とする。